

令和 7 年 6 月 11 日
沖縄電力株式会社

**消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(離島等供給約款以外の供給条件)**

当社は、このたび電気事業法第21条第2項ただし書の規定にもとづき申請を行なった離島等供給約款以外の供給条件（令和7年7月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整） 1 (2) ロ (ホ) に定める令和 7 年 7 月の検針日から令和 7 年 8 月の検針日の前日までの期間および令和 7 年 9 月の検針日から令和 7 年 10 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	7.77	0.71
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	15.54	1.41
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31.07	2.82
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46.61	4.24
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77.68	7.06
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	77.68	7.06
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	23.20	2.11
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	46.40	4.22
100ボルトアンペアをこえる1機器につき	46.40	4.22
100ボルトアンペアまでごとに		
(ロ) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.63	0.06
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1.25	0.11
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1.25	0.11
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	12.52	1.14
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	12.52	1.14
(ハ) 臨時電力		
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	6.58	0.60
契約電力1キロワット1日につき	13.16	1.20

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯，臨時電灯 B，公衆街路灯 B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	20.00	1.82
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	2.00	0.18
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	2.00	0.18
高圧で供給を受ける場合	1.00	0.09

(2) 別表（燃料費調整） 1 (2) ロ (ホ) に定める令和 7 年 8 月の検針日から令和 7 年 9 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	9.32	0.85
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	18.64	1.69
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	37.29	3.39
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	55.93	5.08
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	93.22	8.47
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	93.22	8.47
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	27.84	2.53
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	55.68	5.06
100ボルトアンペアをこえる1機器につき 100ボルトアンペアまでごとに	55.68	5.06
(ロ) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.75	0.07
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1.50	0.14
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1.50	0.14
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	15.02	1.37
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	15.02	1.37
(ハ) 臨時電力		
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	7.90	0.72
契約電力1キロワット1日につき	15.79	1.44

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯，臨時電灯 B，公衆街路灯 B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	24.00	2.18
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	2.40	0.22
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	2.40	0.22
高圧で供給を受ける場合	1.20	0.11

(3) 別表 2 (基準単価) に定める基準単価

区分および単位	基準単価 円	消費税等相当額 円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	1.059	0.096
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2.119	0.193
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	4.238	0.385
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	6.357	0.578
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につ き	10.595	0.963
100ワットをこえる1灯につき100ワットま でごとに	10.595	0.963
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	3.165	0.288
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの1機器につき	6.329	0.575
100ボルトアンペアをこえる1機器につき 100ボルトアンペアまでごとに	6.329	0.575
(ロ) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.086	0.008
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの場合	0.171	0.016
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボ ルトアンペアまでの場合100ボルトアンペ アまでごとに	0.171	0.016
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロ ボルトアンペアまでの場合	1.707	0.155
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キ ロボルトアンペアまでの場合1キロボルト アンペアまでごとに	1.707	0.155
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.795	0.163

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯，臨時電灯 B，公衆街路灯 B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	2.728	0.248
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.273	0.025
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	0.273	0.025
高圧で供給を受ける場合	0.263	0.024

以 上